

財関第1232号  
平成21年10月29日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 大藤 俊行

#### 関税法基本通達の一部改正について

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の一部を改正する法律及び  
外国為替令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、関税法基本通達(昭和47  
年3月1日蔵関第100号)を下記のとおり改正し、平成21年11月1日から実施  
することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる  
ように改める。